

## 腸内細菌検査って何？

排泄された便を検査し、腸管内に食中毒菌（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等）やノロウイルスがないかを調べます。

### ●なぜ必要なの？

不顕性感染者を見つけることが目的です。不顕性感染者とは、体内に食中毒菌等を保有しているも関わらず自覚症状のない人のことです。症状がないため、気づかぬうちに不顕性感染者の手指を介して、食品を食中毒菌やノロウイルスに汚染させ、提供された食事を食べた人が食中毒を発症してしまう可能性があります。

### ●「陽性」になったらどうなるの？

陽性となった菌の分類によって対応が異なります。

サルモネラ属菌（チフス、パラチフス以外）が陽性になった場合、調理業務に携わらず医療機関を受診し治療を受けます。再度検査をして陰性を確認後(※1)、職場復帰となります。

赤痢、チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌が陽性になった場合は、調理業務に携わらず自宅待機となります。医療機関を受診し、治療を受けます。赤痢、チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌は3類感染症に指定されているため保健所への届出が必要です。受診した医療機関の医者から保健所へ報告をしますが、本人からも保健所へ連絡し、指示を受けましょう。治療後に再度検査をして陰性を確認後(※1)、職場復帰となります。

食中毒菌は通常数週間かけて自然に排出されますが、まれに腸管内に長期間留まってしまうこともありますので、陽性と確認されたら、医療機関へかかるようにしましょう。

### ●定期的に検査する理由は？

一度検査して「陰性」ならば、安心ということではありません。食事や、日常生活で知らないうちに食中毒菌に感染しているかもしれないのです。そのため定期的な腸内細菌検査は重要なのです。



福岡市食品衛生条例第19号が令和3年6月1日に廃止されました。

これにより、主として製造、加工又は調理に携わる食品取扱者の年一回の腸内細菌検査の義務はなくなりましたが(※2)、飲食店や食品を扱う事業所の衛生管理において、腸内細菌検査はとても重要です。今後も定期的に検査を受けるようにしましょう。

(※1) 施設、職場によっては一回の陰性判定では職場復帰できず、複数回の陰性判定確認後の復帰となる場合もあります。

(※2) 大量調理施設衛生管理マニュアル等国の定めるガイドラインやHACCPに沿った衛生管理で腸内細菌検査が規定されている場合は定期的な検査が必要です。

### 【配信に関するお問い合わせ先】

公益社団法人福岡市食品衛生協会

TEL 092-651-5111

### 【休日のご案内】

● 土曜日・日曜日・祝日

● 年末年始（12月29日～1月3日）

● お盆休み（8月13日・14日・15日）

窓口業務を休ませていただきます。

### 【内容についての質問、HACCP（ハサップ）や検査に関するご相談・お問い合わせ先】

厚生労働大臣登録検査機関公益財団法人北九州生活科学センター KLSC 福岡事業所

福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館4階

TEL 092-642-1001

FAX 092-642-1002

URL : <http://www.klsc.or.jp/>